

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 8 月 1 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 70 号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成 18 年岩手県規則第 64 号）の一部を次のように改正する。

改正前													改正後												
事務	条 項	内 容	委 任		専決権者							備 考	事務	条 項	内 容	委 任		専決権者							備 考
					広 域 振 興 局			総 合 支 局										地 方 振 興 局		広 域 振 興 局			総 合 支 局		
			広 域 振 興 局 長	地 方 振 興 局 長	副 局 長	部 長	室 長 等	総 合 支 局 長	部 長	室 長	セ ン タ ー 所 長					部 長 等	室 長	広 域 振 興 局 長	地 方 振 興 局 長	副 局 長	部 長	室 長 等	総 合 支 局 長	部 長	
1 別表第 5 広域振興局等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等、農林部長等及び林務事務所長専決事項（第 5 条、第 31 条、第 36 条、第 41 条関係）													1 別表第 5 広域振興局等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等、農林部長等及び林務事務所長専決事項（第 5 条、第 31 条、第 36 条、第 41 条関係）												
1	農林漁業金融公庫の委嘱業務に関する事務	農林漁業金融公庫の貸付対象事業のうち、農林漁業施設資金（林業に係る資金に限る。）、林業基盤整備資金、林業経営育成資金、 <u>林業経営安定資金</u> 、 <u>林業経営維持資金</u> 、 <u>農林漁業構造改善事業推進資金（林業に係る資金に限る。）、</u> 振興山村・過疎地域経営改善資金（林業に係る資金に限る。）及び森林整備活性化資金の貸付対象事業（2 以上の広域振興局等の所管区域にわたる林業関係事業を除く。）に係る事業計画の適否及び工事しゅん工の認定等	[略]										1	農林漁業金融公庫の委嘱業務に関する事務	農林漁業金融公庫の貸付対象事業のうち、農林漁業施設資金（林業に係る資金に限る。）、林業基盤整備資金、林業経営育成資金、 <u>林業構造改善事業推進資金</u> 、振興山村・過疎地域経営改善資金（林業に係る資金に限る。）及び森林整備活性化資金の貸付対象事業（2 以上の広域振興局等の所管区域にわたる林業関係事業を除く。）に係る事業計画の適否及び工事しゅん工の認定等	[略]									
[略]													[略]												
備考 [略]													備考 [略]												
2 (経営企画部長等専決事項)													2 (経営企画部長等専決事項)												
第 34 条 広域振興局の経営企画部長及び総務部長、総合支局の地域支援部長並びに地方振興局													第 34 条 広域振興局の経営企画部長及び総務部長、総合支局の地域支援部長並びに地方振興局												



[略]

備考 [略]

別表第4 広域振興局等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等及び農林部長等専決事項（第5条、第31条、第36条関係）

事務	条項	内容	委任		専決権者								備考
					広域振興局				総合支局				
			広域振興局長	地方振興局長	副局長	部長	室長等	総合支局長	部長	室長	センター所長	部長等	
9 農林漁業金融公庫の委嘱業務に関する事務		農林漁業金融公庫の貸付対象事業のうち、農業基盤整備資金、農林漁業施設資金（土地改良事業に係る資金に限る。）、乳業施設資金及び主務大臣指定施設資金（豚及び鶏施設に係る資金に限る。）の貸付対象事業（2以上の広域振興局等の所管区域にわたる土地改良事業を除く。）に係る事業計画の適否及び工事しゅん工の認定等並びに畜産経営環境調和推進資金に係る共同利用施設整備計画の認定	[略]										
[略]													

備考 [略]

別表第5 広域振興局等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等、農林部長等及び林務事務所長専決事項（第5条、第31条、第36条、第41条関係）

事務	条項	内容	委任		専決権者								備考
					広域振興局				総合支局				
			広域振興局長	地方振興局長	副局長	部長	室長等	総合支局長	部長	室長	センター所長	部長等	
1 農林漁業		農林漁業	[略]										

[略]

備考 [略]

別表第4 広域振興局等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等及び農林部長等専決事項（第5条、第31条、第36条関係）

事務	条項	内容	委任		専決権者								備考
					広域振興局				総合支局				
			広域振興局長	地方振興局長	副局長	部長	室長等	総合支局長	部長	室長	センター所長	部長等	
9 株式会社日本政策金融公庫の委嘱業務に関する事務		株式会社日本政策金融公庫の貸付対象事業のうち、農業基盤整備資金、農林漁業施設資金（土地改良事業に係る資金に限る。）、乳業施設資金及び主務大臣指定施設資金（豚及び鶏施設に係る資金に限る。）の貸付対象事業（2以上の広域振興局等の所管区域にわたる土地改良事業を除く。）に係る事業計画の適否及び工事しゅん工の認定等並びに畜産経営環境調和推進資金に係る共同利用施設整備計画の認定	[略]										
[略]													

備考 [略]

別表第5 広域振興局等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等、農林部長等及び林務事務所長専決事項（第5条、第31条、第36条、第41条関係）

事務	条項	内容	委任		専決権者								備考
					広域振興局				総合支局				
			広域振興局長	地方振興局長	副局長	部長	室長等	総合支局長	部長	室長	センター所長	部長等	
1 株式会社		株式会社	[略]										

<p>金融公庫の 委嘱業務に 関する事務</p>	<p>金融公庫 の貸付対 象事業の うち、農林 漁業施設 資金（林業 に係る資 金に限 る。）、林 業基盤整 備資金、林 業経営育 成資金、林 業構造改 善事業推 進資金、振 興山村・過 疎地域経 営改善資 金（林業に 係る資金 に限る。） 及び森林 整備活性 化資金の 貸付対象 事業（2以 上の広域 振興局等 の所管区 域にわた る林業関 係事業を 除く。）に 係る事業 計画の適 否及び工 事しゅん 工の認定 等</p>		<p>日本政策金 融公庫の委 嘱業務に関 する事務</p>	<p>日本政策 金融公庫 の貸付対 象事業の うち、農林 漁業施設 資金（林業 に係る資 金に限 る。）、林 業基盤整 備資金、林 業経営育 成資金、林 業構造改 善事業推 進資金、振 興山村・過 疎地域経 営改善資 金（林業に 係る資金 に限る。） 及び森林 整備活性 化資金の 貸付対象 事業（2以 上の広域 振興局等 の所管区 域にわた る林業関 係事業を 除く。）に 係る事業 計画の適 否及び工 事しゅん 工の認定 等</p>	
<p>[略]</p>			<p>[略]</p>		
<p>備考 [略]</p>			<p>備考 [略]</p>		

附 則

- この規則は、平成20年10月1日から施行する。ただし、表1の改正部分及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に温泉法の一部を改正する法律（平成19年法律第121号）附則第6条の規定に基づいて行われた可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請に係る事務については、この規則による改正後の岩手県事務委任及び代決専決規則別表第3の26の項の規定の例による。
- 施行日前に温泉を採取する権利を相続した者の改正前の岩手県事務委任及び代決専決規則（以下「改正前の規則」という。）別表第3の27の項の規定による届出に係る事務については、改正前の規則別表第3の27の項の規定は、なおその効力を有する。